

地代理論の批判的考察(二)

白 川 清

一、経済学の方法と地代理論

——主として宇野教授の説を中心に——

二、市場価値理論と差額地代

——いわゆる「虚偽の社会的価値」について——

(以下本号)

三、資本の追加的諸投下と地代

1、問題の提起

2、差額地代第二形態の方法論的考察

——地代形態と土地所有——

3、差額地代第二形態の成立条件

4、差額地代第二形態の展開

5、農業における超過利潤の源泉

補論 農産物の市場価値再論

三、資本の追加的諸投下と地代

1、問題の提起

〔まえがき〕 前稿において私は、地代理論の原理論における位置、および独占されうる・資本によつて代替することのできない土地を重要な生産条件とする農業生産物の市場価値規定について、考察を行なつた。⁽¹⁾ このうちの後者、つまり農産物の市場価値の理論は、たんに土地生産物の市場価値規定を明らかにするのみでなく、差額地代に転形される超過利潤の一般的性格を解明することでもあつた、と考えている。

周知のようにこの差額地代には、第一形態と第二形態とがある、と理論的には考えられている。差額地代に転形される超過利潤は、ひとしく相異なる豊饒度の土地に投下される諸資本の生産性の相異の結果によつて生ずるのである。けれどもこの差額地代が、理論的には右のごとく形態的に区別されるということは、土地への資本投下の仕方が相異なる、ということによつて劃される。すなわち、「資本諸分量が相異なる生産性をもつて、継起的に同一地所に投下される場合」に生ずるのは差額地代第二形態であり、「並行的に相異なる諸地所に投下される場合」に生ずるものが差額地代第一形態である、と端緒的には理解してよい。つまりこの二形態は、資本の投下の仕方が異なるだけであつて、超過利潤の形成という点では両者のあいだに何の相異もない。

右のうち差額地代Ⅰについては、種々の問題とくに解釈上での疑問が提起されているが、基本的な理解はいちおう前稿第二章をもつて満足しておくことにする。ところで差額地代Ⅱ、農業における資本の追加的・継起的諸投下の内容、およびそれによる超過利潤の地代との関係ということになると、きわめて多くの困難な問題がある。のみならずこの関連性は、農業資本の競争・農業の発展という観点からも重要な問題である、と考えられる。

本稿は右のごとき、とくに差額地代Ⅱの理解を主とするものであるが、問題を具体的に提起する前に、次の二つのことについての一応の理解をのべておかねばならない。まず第一に、農業における資本および労働の追加的・継起的諸投下といへば、古典的な「収穫逦減の法則」を想起されるであらう。この「収穫逦減の法則」については、これまで幾多の批判や論難がなされてきたが、この法則には一片の真実も含まれていないという理解は、誤まつているとわたくしは考える。そういう意味で、この「法則」について立ちいつた考察が必要であるとも考えられるが、さしあたり次のような古典的な理解で満足してよいと考える。すなわち「元来、『労働と資本との追加的(あるいは継続

的「投下」という概念そのものが、生産方法の變化、技術の改善を、前提しているのである。……もちろん、比較的小さな規模でなら、『労働と資本との追加的投下』も、所与の、不変の技術水準の基盤のうえで行われうる（そして実際に行われている）。このばあいには、『土地收穫通減の法則』もある程度あてはまる。すなわち、不変の技術水準は労働と資本との追加的投下にたいし比較的非常に狭い限界をもうけている、という意味であてはまる。したがつて、ここにあるのは、普遍的な法則ではなくて、極度に相対的な『法則』——農業の『法則』だとか、あるいは農業の根本的特殊性とすらいえないほどに、相対的な『法則』なのである³⁾という理解である。いいかえるならば、「收穫通減の法則」は完全な誤りでなく、かつ普遍的な法則でもない。資本および労働の追加的諸投下が、生産方法の變化や技術の改善をもたらすばあいには全くあてはまらないが、そういう諸条件が不変のままに継起的投資がなされるならば、その限りこの「法則」があてはまる、という理解のもとに論を進めよう。

第二の理解とは、農業生産拡大の仕方についてである。右の、いわゆる收穫通減の法則なるものは、しばしば土地生産物にたいする需要の増大による生産の拡大が、優等地から劣等地へと拡大することによつて充される、という通俗的な想定にたつて主張されるのである。したがつて收穫通減の法則の根柢にあるこのような見解には、地代を合理化しようとする意図が含まれているといつてよい。それはともかく、差額地代が生ずること、あるいは生産の拡大・資本の新規および追加的諸投下ということは、優等地から劣等地へとという一方的な拡大ではなく、劣等地から優等地へ、あるいはまたその複雑な交錯的仕方をもつてなされるのである。

この上向序列と下向序列とは両立し交錯しうるものであることは、農業技術や農学が進歩し、生産諸条件が發展するということに主な要因があると思われる。技術的水準が一定であるならば、一定土地面積の上に機能する資

本をそう無限に追加することはできないし、この場合にはたしかに収獲漸減の傾向をもたらすことがある。けれども生産技術が進歩するならば、より優等地へ資本および労働をより多く投下して、生産量を一そう増大せしめることが可能である。

〔問題点〕 以上のごとき一おうの理解のうえで、本稿がとりあげる問題は次の三点である。その第一は、差額地代第二形態論は、上向という方法論から考えていかなる位置にあるか、同じことであるがそれはいかなる前提条件を必要とするか、ということである。原理論における地代論の位置については、すでに前稿第一章で詳述した。一章にわたる『資本論』第三卷第六篇「超過利潤の地代への転形」もまた同じ方法をもつて構成されている。この構成についてこれまでに、若干の疑問が出されていた。たとえば、差額地代から絶対地代へという敘述にたいしてK・カウツキーは、『資本論』第三卷では「差額地代にはほぼ一二〇頁が、絶対地代にはわずかに二六頁が捧げられている……ここ（『剰余価値学説史』……白川）では、絶対地代がマルクスの全地代理論の基礎を形成しており、差額地代はわずかに附帶的現象をなすにすぎない。……絶対地代（論）が、そのうえに、マルクスの全地代論が構築されるところの土台であるならば、……絶対地代の論述が先頭にこななければならない。」⁽⁴⁾といっている。この見解にたいしては、かつて鈴木鴻一郎教授および裕正夫教授が詳細に批判を展開されたし、私もその批判が正当であると思われるので、あえてとりあげる必要はない。⁽⁵⁾

ここでとくに問題にしようというのは、差額地代Ⅱ全般にかんする理解を、主として日高氏の見解を中心にして再検討しようとするものである。氏はいうまでもなく、『資本論』第三卷の第四〇～四四章の敘述の順序に疑問があるというのではないし、そういう単なる解釈上のことであれば私もあえてとりあげない。けれども日高氏のいうこと

は、差額地代Ⅱを把握するうえで本質的に重要な問題であると思われる。

すなわち、氏はまず、五章にわたる差額地代第二形態論の総論ともいえる、「第四十章という差額地代第二形態の成立のためには、二つの条件が必要である。第一は、追加投資の各单位が、工業において平均利潤をあげる資本として十分に機能しうる額に達している、ということ、第二は、土地国有でない、ということである。」⁽⁶⁾と主張されている。もつとものちにもみるように、氏は第四〇章の段階では右の二条件が明確に前提されているし、いなければならぬというほどに強調されてはいない。それにしても私には、二条件の前提ということは決して必要ではないであろうと思われる。この点を内容的に批判検討するのが第三節である。

第一の問題における他の一つは、第四一―四四章にわたる第二形態論の展開の仕方、とくにこれまでもしばしば指摘されたエンゲルスの見解に關係するものである。日高氏も「マルクスの表は、今までのべたように、一貫して二条件を考えにいれて展開されている。二条件を否定することを意に介しない、というより、はじめから二条件など頭になかったエンゲルス……⁽⁷⁾」といつて、エンゲルスが多くの誤りをおかしたといわれている。この見解はおそらく「しかし第四十一、二、三章の第二形態は、完成された第二形態ではなく、中間形態ともいふべきものであつた。……ところが、ここからはいつていく先は、第四十四章の最劣等地に生ずる差額地代、完成された第二形態であつて、それこそ前記の二条件なしでは絶対に成立しえないものである。」⁽⁸⁾という理解が根底にあるからである、と思われる。こうした氏の見解にたいする批判が第四節である。

第二の問題点とは、資本の追加的諸投下によつて生ずる超過利潤の特質、および差額地代との關係についてである（第五節）。この点について私は旧著『土地投資とその組織』において、一部はかなり詳細に、他の部分については

わめて大まかにあつかい、幾つかの疑問を提起しておいた。⁽⁹⁾その前者とは農業資本の内容・要素にかんする考察であり、後者は追加的資本諸投下によつて生ずる超過利潤の帰属關係についてであつた。

このことをいまずこしくわしくいえば次のことである。すでに前章でのべたように、農業で機能している資本を他のそれから区別するものは、「さしあたりただ、そこに彼等の資本・および資本によつて運動させられる賃労働・が投下されている要素によつてのみ」、つまり土地が参加しているということによつてである。とはいえこの農業において機能する資本を内容的に考察すると、いまだ若干の問題が残されているように思われる。つまりマルクスは、土地を単なる「土地物質」から耕作地に転化させ、あるいは一定の既耕地に固定され合体される資本を「土地資本」であるとし、かつこの土地資本は「固定資本」の範疇にはいる、といつてゐる。けれどもこの土地資本の一部分には、その投下が土地と融合し土地の本来的属性に還元されるがときものがあるから、一義的に固定資本とはいえないではないか、という吟味である。

もつとも右の「範疇」せんさくは決して重要ではないし、この点については旧著でかなり詳細にあつかつたので、本稿では簡単にふれる程度にする。重要なことは農業資本の諸構成要素が土地の上で機能するとき、それによつて生ずる超過利潤の運動法則、したがつてそれが差額地代の形成とどんな關係にあるかということである。右のごとく農業生産の条件・その生産性を規定するものは、裕教授のいうように大きく分けて土地的条件と資本的・經營的条件とである。ところで原理論において、右の二つの条件が差額地代第二形態の形成といかなる關係にあるか、ということが問題の中心である。なおこれは、農産物価格問題にとつてきわめて重要であると考えられる。

さて第三の問題とは、農産物の市場価値規定にかんする主として綿谷起夫氏の見解にたいする疑問である。⁽¹⁰⁾この問

題はすでに第二章で、かなり詳しくのべた。それをあえて本章でとりあげるといふのには、次のような理由からである。氏の見解は第一に、差額地代の源泉にかんする「強められた労働」説でもなく、「消費者としてみた社会が負担する」という説でもなく、より深い考察にたつておられるように思われること。第二には、本章第五節でのべるころの土地的条件と資本的經營的条件との相異が、氏の差額地代の源泉にかんする理解の根拠になつてゐるよう思われるからである。

本稿の視角は以上のごとくであるが、問題に入る前に差額地代Ⅱについての私なりの方法論的理解をのべておく。それは右の問題を考察する場合の基礎でもあるが、とくに第一、二の問題に必要な範囲にとどめておく。

註(1) 拙稿「地代理論の批判的考察」、『本誌』第一一巻第四号、二九—九〇頁。

(2) 『資本論』、長谷部訳第一一分冊、一二〇頁。

(3) レーニン「農業問題と『マルクス批判家』」、大月書店刊『レーニン全集』第五卷、一〇一頁。

(4) 『剰余価値学説史』大森義太郎訳第二卷の一、五—六頁。

(5) 鈴木鴻一郎『地代論論争』、附論の「『資本論』と『剰余価値学説史』における地代理論——絶対地代と差額地代の性格をめづつて——」。裕正夫『農業経済論』、二二六—二六七頁等参照。

(6) 日高晋「差額地代第二形態論の問題点」、『経済志林』第二三巻第四号、七九頁。

(7) 日高「差額地代第二形態論の展開」、右誌第二四巻第二号、九七頁。

(8) 前掲日高「……問題点」、四四頁、傍点筆者。

(9) 拙著『土地投資とその組織——山形県庄内における実証的・史的研究——』。土地資本の考察は第一章および第八章の各第一節。資本的・經營的条件による超過利潤については、第八章第一節の後半を参照。

(10) 綿谷越夫「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」、『本誌』第八巻第四号、四五—一〇四頁。

2、差額地代第二形態の方法論的考察——地代形態と土地所有——

すでに第一章でのべたように「超過利潤の地代への転形」にあつては、はじめから土地所有が前提条件になつてゐるではなかつた。土地所有は、超過利潤の地代への転形の展開のなかで措定されるのであり、その展開の仕方とは「農業生産物の価値に参加する三人（農業資本家、賃労働者、土地所有者……白川）からではなく、農業資本家と賃労働者から出発し、後に地主を特別な異期複妊娠として入れる」⁽¹⁾という展開のうちにである。

土地所有が地代に転化さるべき超過利潤の固定化に、積極的に参加してくるのは、いうまでもなく絶対地代においてである。そしてこの絶対地代と差額地代とは、土地所有形態との関係では、次のような点で相異すると一般にいわれている。たとえば裕教授は「『市場価値と個別的価値との差額を差額地代と名付け』、価値と生産価格との差額が絶対地代と呼称せられるごとく、差額地代は農業部面において展開せられる市場価値に關聯するものであり、絶対地代は、同じく、農業部面に適用せられる生産価格に關聯する……また土地の私的所有がなくても、資本主義的生産様式と市場価値機構とさえあれば、差額地代は存するが（土地国有制の場合）、しかし土地私有がなければ、絶対地代は生じない。……独立的自営小農——ヨーマンの生産物価格のなかに、差額地代はふくまれるが……絶対地代は存在しない。」⁽²⁾といわれている。また鈴木教授も「絶対地代はまさしくこの近代的土地所有そのものの妥当表現に外ならないのである。これに反して、差額地代は生産の資本家的性質（競争）から生ずるもので、土地所有からは独立している。……土地私有から生ずる絶対地代が土地私有の廃止によつて消滅するのは云うまでもない。……だが、競争から生ずる差額地代はその所有者を変えるのみで土地国有にさいしても存続する。」⁽³⁾とされる。

この絶対地代論についての一般的理解にたいしては、さいきん大内教授や故栗原博士によつて、重要な問題が提起されている。⁽⁴⁾これらの問題についていまだ十分に検討していないが、ともかく二つの地代形態と土地所有との関係は次のようにいつてよい。つまり差額地代にあつては、その第一形態であれ第二形態であれ、資本が、独占されうる・資本によつて代替することのできない土地の上で機能するときに、資本の競争関係から必然的に形成される超過利潤の転化形態である。土地の豊饒度の差等を基礎とするこの超過利潤部分は、資本が取得するという必然性をもつていないのであり、かつ資本主義的な商品経済機構が存する限り、したがつて特定の私的土地所有があつてもなくても固定される超過利潤部分である。ここでは、超過利潤の地代への転化のためには土地所有が必要であるが、地代に転化さるべき超過利潤の固定化という点では、土地所有を前提する必要はない、ということである。

これにたいして絶対地代においては、それに転化しうる超過利潤部分の固定化という面においてさえ、土地所有の独占ということが前提されること・それによつて農産物の市場価格が生産価格以上に昂騰するということによつて、固定化されるのである。そういう相異が差額地代と絶対地代との間にはある、と考えられる。なお、この土地所有の独占力は、原理的にはそう強固なものではない。つまり、農産物価格が昂騰すれば既耕地における追加的資本諸投下がおこなわれ、またより劣等な耕地が耕作圏内に引入られるようになるであらう。かつまた、土地所有と資本所有との平等で自由な関係のもとは、土地所有者とその借手たる農業資本家との間に土地にたいする需要と供給の競争関係——利子率の騰落に似た関係——が作用する。したがつて土地所有者は土地の独占者であるとはいへ、土地の貸付にたいして一方的に高い地代を要求することはできないからである、と原理的には理解される。

右にのべた「土地所有と地代」との関係について、いま一つふれておく必要がある。それは、「あらゆる土地に地

代を生ぜしめる」という「最劣等地に生ずる差額地代」についてである。多言するまでもなく、宇野教授もいうように「如何にも最劣等地に生ずる地代は、最早や土地自身の豊度の差を直接にその基礎とする差額地代ではない。しかし優良地における最終投資が、結局は独立の投資としていけば新なる最劣等地の出現と同様の関係を展開せざるを得ない傾向にある」ということは、最劣等地の地代をなお差額地代たらしめるのである。⁽⁵⁾したがって、最劣等地にも地代に転形せらるる超過利潤が固着するということは、いまだ「土地の私有制自身による」ものではない。なお附加的にいえば、最劣等地に生ずる差額地代は他の地代形態のように、恒常性をもつた超過利潤のように考えられないのであるが、またこれは地代理論としてそうせんさくする必要もないように思われるので、のちに若干の疑問をのべていざにとどめる。

最後に差額地代Ⅱにおける考察の限定である。マルクスはそこで、多数の表をかかげながら展開しているのであるが、その場合に、資本の追加的・継起的諸投下によつて生ずる超過利潤の形成のされ方だけをとりあつかっている。同じことであるが、形成された超過利潤はそのまま地代化するものとして考え、したがって土地所有者と借地農業資本家との直接的関係とか、形成された超過利潤は直ちに土地所有の手中に入ることにはふれていない。ここでは「さしあたり、差額地代Ⅱのもとの超過利潤の形成だけを考察して、この超過利潤の地代への転形がそのもとで行われうる」ところの諸条件には拘わらないことにしよう。⁽⁶⁾という限定のもとにのべているのであるが、これは原理論として当然のことであろう。この、資本諸分量が相異なる生産性をもつて継的に同一地所に投下される場合には、「超過利潤の地代への転形にとつて、すなわち、資本制的借地農業者から土地所有者への超過利潤の委譲を含むこの形態変化にとつて、諸々の困難が生じる。」⁽⁷⁾のである。けだし、新たに形成された超過利潤のうちどだけが地

代に転形されるかということは、借地契約期間やその契約内容、土地所有者と借地農業者との社会的関係等の相異、およびその時の農産物にたいする需給状態等も影響し、必ずしも理論通りにならないからである。

註(1) 『剰余価値学説史』第二卷第一部、大森義太郎訳、二七五～二七六頁。

(2) 裕正夫『農業経済論』、一五二～一五三頁。

(3) 鈴木鴻一郎『地代論争』、二五〇頁。

(4) 大内教授は、絶対地代をめぐる問題点として次のようにのべられている。まず第一に「マルクスのばあいには絶対地代が農産物の価値と生産価格との差ないしはその一部として考えられているが、そのばあい、絶対地代の最高限を画するものが農産物の価値だということはどうしていえるのか……マルクスが絶対地代の成立の条件としてあげている、土地所有の資本にたいする制限すなわちいわゆる土地所有の独占という点と、農業資本の有機的構成が社会的平均より低位であり、したがって農産物の価値はその生産価格より高いという点と、この二つが絶対地代にたいしてどう関聯せしめられるべきか……また第二は、……優等地における絶対地代をどう理解すべきか……」(大内力「絶対地代について」、『マルクス経済学体系』上巻、二七四～三〇二頁)という問題を考察されている。

なお大内教授は、「土地が国有になれば絶対地代は消滅するということを強く主張すること……が理論的には誤つたもの」(前掲書、二八七頁の註)といわれているが、教授の稿「土地所有と地代」が未刊であるので、その内容はわからない。

栗原博士は、分割地農民のもとでも、「何らかの『異状な事情』によつて、農産物の市場価格が価値と等しくなるか、または価値をこえた独占価格を形成するならば、そこでは当然一種の絶対地代(ないし独占地代)部分が形成されうるわけである。」「(『農業問題の基礎理論』、一三頁)といっている。

以上の見解は、これまでの絶対地代論についての一般的見解とかなり相異する点である。右のうち大内教授の第一の問題にたいする結論と栗原博士の説については、直ちには賛成しがたい。

(5) 宇野弘蔵『経済原論』下巻、二二二頁。

(6) 『資本論』長谷部訳第一分冊、一二七頁。

(7) 右書同分冊、一二二頁。

3、差額地代第二形態の成立条件

第一の問題の一つは、差額地代とくに第二形態はどのような条件によつて成立するものであるか、ということであつた。マルクスは、資本諸分量が相異なる生産性をもつて、継起的に同一地所に投下される場合の「差額地代Ⅱのものとでの超過利潤の形成だけを考察して、この超過利潤の地代への転形がそのもとで行われうるところの諸条件には拘わらないことにしよう。しかる場合、差額地代Ⅱは、差額地代Ⅰの別個の表現にすぎず、しかも事実上ではこれと一致する。」⁽¹⁾といつてゐる。

これに対して日高氏は、第一形態と第二形態とはどういう意味で『別の表現』でありどういう意味で『一致する』のであろうか、という設問から出発する。そしてマルクスによる第二形態についての、次の例解にたいして疑問を出される。それは各二 $\frac{1}{2}$ ポンドという自立的諸資本を、土地種類Dの同じ一エーカーに継起的に四回にわたつて投下し、順次に四・三・二・一クォーターが生産されたとすれば、最後の「最も寡産な資本部分によつて齎らされるこの一クォーターの価格三ポンドは何らの差額地代もたらさないで、生産価格を……規定するであろう。……各二 $\frac{1}{2}$ ポンドなる他の三つの部分は、この生産物の差額に應じて超過利潤をもたらずであらう。……超過利潤の形成は表Ⅰ（ここにあげた差額地代第一形態での表……白川）におけると同じであらう。」⁽²⁾と、例解している（以下これを第一例とよぶ）。その結果は、二

差 額 地 代 の 基 本 表
(参考のため)

土地種類	エーカ-	生 産 ポ	費 ド	生 産 物 クォ-ター	穀物地代 クォ-ター	貨幣地代 ポ ン ド
A	1	3		1	0	0
B	1	3		2	1	3
C	1	3		3	2	6
D	1	3		4	3	9
合 計	4			10	6	18

$\frac{1}{2}$ ポンドという資本を並行的にA・B・C・Dという相異なる諸地所に投下される場合に、合計一〇ポンドの資本で一八ポンドの地代を生ずるとする場合の「別の表現」であり「一致する」とのべている。だが——と日高氏はいう——「どのようにして差額地代Ⅱの成立が可能であるか、どのような場合に第二形態の表（さきの第一例……白川）のような内容が成りたちうるか、ということになると、問題はさほどかんたんではない。」⁽³⁾として、次のようにいう。つまり、資本が並行的に相異なる地所に投下されるとき（第一形態）は超過利潤が形成されるけれども、同一土地に継続的に資本が投下されるときには、各投資部分が独立に平均利潤をうる必要はなく、限界投資をふくめた全投資が平均利潤を得ればよい。したがって生産価格の変化は、第一次投資だけのときは $\frac{1}{4}$ ポンド、プラス第二次は $\frac{1}{4}$ ポンド、プラス第三次は $\frac{1}{4}$ ポンド、第四次までの合計では $\frac{3}{4}$ ¹⁰ポンドとなつて、超過利潤は生じないことになる。だからこの場合に一八ポンドの地代が形成されるためには、限界投資がそれ自身で平均利潤をあげるといふことにもとづかねばならないが、そのためには資本単位と私的土地所有という二条件が必要である、といわれる。

この二条件の内容や相互の關聯性は、あまり明確ではないが、およそ次の意味である。第一条件たる資本単位とは、土地所有者が自分の土地で農業経営をおこなつてゐるという仮定にたつて、彼の追加的資本の各単位あるいは限界投資の量¹¹が、工業において平均利潤をあげうる資本として機能しうるのに充分な額でなければならないという意味である。その根拠は、最も生産性の低い資本が、もし平均利潤を得ることができないならば、農業から引上げられて工業に投資せられ、そこで平均利潤をあげるといふ点にある。そして氏によれば、この前提条件は差額地代Ⅰの成立のためにも、暗黙ではあれば必要であるが、さきにあげた第一例での差額地代Ⅱの成立のためには、「全十ポンドについて、その四分の一にあたる二 $\frac{1}{2}$ ポンドが工業資本として機能しうる額に達しているといふことが、はつきり云わ

れなければならぬ。⁽⁴⁾のである。さらにこの条件は、第一例における下向的な継起的資本諸投下の場合にも必要であるが、とくに上向的な仕方においてはこの条件を明確にしておかないと、差額地代Ⅱはけつして成立しえないことになる、と強調される。

日高氏のいう土地所有という第二の条件とは、「私的土地所有が存在する、ということ、つまり土地国有でない、という条件」であり、これは第一の条件が充分に満たしながら、しかもこれと共に必要な条件である。なぜ必要かといえは、D地に各 $2\frac{1}{2}$ ポンドの資本を投じ、第一次投資が四クオーター、第二次投資は三クオーターを生産するとして、第一次投資による生産物の個別的生産価格は $\frac{3}{4}$ ポンド、第二次投資のそれは $\frac{3}{8}$ ポンド、第一次と第二次の平均生産価格は $\frac{9}{8}$ ポンドである。さて、第一次投資だけのとき一クオーター $\frac{1}{4}$ ポンドで売つておれば、何らの超過利潤も得ずに平均利潤だけである。その後需要が増加して価格が $\frac{3}{4}$ ポンドになつたので第二次投資が行われたとすると、一ポンドの超過利潤が生ずる。この場合、「その超過利潤が資本家のフトコロにはいるとすれば、かれはその超過利潤をファイにしてしまうような形では、第二次投資を絶対におこなわないであらう。一クオーターが $\frac{6}{8}$ ポンドになるような第二次投資は、おこなわれるはずがないし、おこなわれたとしても……いつたんおこなわれた第二次投資は引上げられるにちがいない。だから、この第二次投資がおこなわれるためには、一時的に発生する超過利潤さえも、資本家のフトコロにはいらず、土地所有者にとりあげられる、ということが必要である。このようなことは、……土地所有者が契約期間のとりきめなしに、そのつどそのつどの超過利潤を無条件にとりあげる、ということが欠くことのできない前提になる。⁽⁵⁾」のである。したがつて、マルクスのいう「土地所有の法則」のない場合とは、土地国有であるから、差額地代Ⅱが成立するためには第一の条件が必要であるばかりでなく、土地国有でないという第二の条件も欠く

ことができない。かくして氏は地代形態と土地所有形態との關係を、次のように總括される。差額地代「第一形態は、ここにのべた土地所有のいずれの形(1)所有と經營が分離した資本制的土地所有、(2)所有と經營の合致した土地所有、(3)土地所有……白川)であろうとも……成立する。つぎに絶対地代は……第一の形においてだけである。……差額地代第二形態が、第一、第二の形のどちらでも成立し……土地国有においては成立しない。」と結ばれるのである。⁽⁶⁾

なお右の見解に近似していると思われるものに、宇野教授の最近の説がある。すなわち教授は「マルクスがその地代論を展開するにあたつて……差額地代第一形態で土地私有を前提しないで説く……。しかもその第二形態では、すでに土地私有を導入せざるをえないのであつて、絶対地代は土地の私有そのものを基礎とする。いずれも資本にとつてはその体制上認めざるをえないという消極的なものにすぎない。」とのべられている。極めて簡単なために理解し難いところもあるが、一見したところでは先の日高氏の結論に近いといえる。けれども、教授のこれまでの著書にも差額地代Ⅱではすでに土地私有を導入しなければならない、というような主張はみられないし、ここでその論拠を明示されてもいないので、とりあげない。

日高氏のいう二条件の必要な根拠をみると、それが差額地代Ⅱの成立のためにたしかに必要なように思われる。けれども前節でわたくしがのべた理解からすると、必ずしもそういういえないのではなからうか。まず資本単位の大きさについてである。

無政府的生産としての資本主義社会では、価値法則の支配によつて資本および労働が自由に移動することによつて、生産が増減する。たしかに、この一生産部門から他の生産部門への諸資本の自由なる移動ということは、資本制生産様式があらゆる生産部門を支配するための諸条件の一つをなしている。ところで日高氏はさきに引用したよう

に、農業での追加的投資の $\frac{1}{2}$ ポンドという量は、そこから引上げられて工業に投資せられたときでも平均利潤を得られるのに充分な額でなければならぬという。はたしてそういう必要があらうか（もつとも氏のいう工業に投資されるということは、工業のある企業の追加資本としてか、単独に機能する資本かは明らかでない）。

資本制社会では「どの事業部門にとつても、事業規模の独自の最低限なるもの、および、これに照応して、それ以下では個々の事業が成功的には経営されないという資本の最低限なるものが生ずる。それと同様に、どの事業部門でも、かかる最低限を超える・標準的な・資本の平均量なるものが生ずる⁽⁸⁾」のである。したがつて、諸生産部門における資本の最低限ないし標準的平均量は、等しい大いさではなく、各部門で独自の大きいさとして成立しうる、と理解される。また、「工業ではどの事業部門でも、商品とその生産価格で製造しうるためには或る一定の最低限度の資本が必要なのと同じ」ように、差額地代ⅠにせよⅡにせよ、ある「調整価格のもとではこれだけの貨幣地代を生むと云われるとすれば、与えられた生産条件のもとで標準的と看なされる一定の資本が充用される⁽⁹⁾」ことがつねに想定されているのである。なぜならばすでに第二章でのべたように、同一生産部門ではその部門の資本の平均量以上か以下かということは、市場価値機構を通じて規定される利潤の量が相異なるから、各個別資本の大きさを変動させる必然性をもつ。けれども生産価格の法則が支配している異種生産部門間にあつては、平均利潤率が資本の移動を規制するのであるから、各部門の資本の最低限や平均量を等しくする方向に動くとは必ずしもいえない。したがつて農業と工業とでは、平均利潤をうるために必要な資本量が、つねに等しいと一義的にいうのは全く誤つていると思われる。または原理的にも、両者の量が等しくなければ資本の移動がなされない、というようには考えられない。

もつとも右のことはさほど重要ではなく、問題は農業における追加的資本の内容である。およそ追加資本の量と

は、現在機能している資本にプラスして投下すると、生産量なり生産性を高めうるといふ技術的条件を、まず最低の量としている。したがつてこの追加的資本の最低限界は、生産の技術的条件が異なりかつそれにもとづいて価値としても相異すれば、各生産部門で異なりうる。農業の、当面の問題たる差額地代第二形態論での、それに結果しうる超過利潤を生ずる二、ポンドの資本量にあつても、工業という異部門で機能しうるに充分な額という制限はないであろう。それが投下されることによつて生産量が増大し、かつ第二形態の超過利潤を形成するというものである。

さてつぎに、差額地代Ⅱは、資本主義的または所有と経営の合体した土地所有という二つの形態のもとのみ成立し、土地国有ではない、という日高氏の主張である。それは、差額地代Ⅱが成立するために必要な条件なのであるが、この土地所有とは「土地所有者が契約期間のとりきめなしに、そのつどそのつどの超過利潤を無条件にとりあげる」ことを前提する。日高氏はこの關係を「普通の土地所有者と農業資本家とのあいだの契約にはおこりえないこと」といわれるが、わたくしには大昔のデスポットのもとあるいは封建的土地所有下ではおこりうるが、差額地代Ⅱを成立せしめるような近代的土地所有のもとでは決しておこりえない關係であると考ええる。それはともかく、日高氏がかかる無理な条件を加えることは、前節でのべた「吾々はさしあたり、差額地代Ⅱのもとの超過利潤の形成だけを考察して……」という方法論とは相容れない。ここではいまだ、土地所有の法則が資本の運動にたいして・差額地代Ⅱに帰結する超過利潤の形成にどんな制限なり作用を及ぼすかということは、基本的には扱われていない。わずかに附加的に、「土地所有の法則のもとでは……追加資本がもはや一般的生産価格のみ生産する場合が限界をなすであろう。」⁽¹⁰⁾といつてゐるにすぎない。要するに差額地代Ⅱでは、土地所有がそのつどそのつどの超過利潤を無条件でとりあげるから成立するのではないし、それを条件とする必要はない。

以上のように、日高氏のいう二条件は私にとつて理解しがたく、かつ差額地代Ⅱの成立のための前提条件とするとは方法論的にも誤まつていると考える。それでは二条件を設けずに、D地に $2\frac{1}{2}$ ポンドの資本を四回にわたつて投下するという第一例で、どうして一八ポンドの超過利潤が生ずるのか、ということが答えられなければならない。

二条件を前提しなければならないという見解が生ずることは、たしかに第一例に若干の無理があることを意味しよう。しかし第一例には「表Ⅰ（差額地代Ⅰの表で調節的価格は三ポンド）では」からはじまり、「最も寡産な資本部分によつて齎られるこの一クオーターの価格三ポンドは何らの差額地代もたらさないで、生産価格を——生産価格三ポンドの小麦の供給がまだ必要であるかぎり——規定する」⁽¹¹⁾とある、これは多くをのべるまでもなく、差額地代Ⅰの最劣等地Aの三ポンドという調整的生産価格が前提されている、といつてよい。のちにものべるようにマルクスは、無用の混乱と冗長化をさけるために市場調節的価格を前提して（必要な範囲において変化させ）、第二形態論を展開している。たとえば右の第一例の後で、D地に $2\frac{1}{2}$ ポンドの資本が四回投下され、順次に四、一、三、二クオーターの生産がなされる場合（これを第二例とする）がある。この場合も一クオーター三ポンドという価格のもとに、各追加資本によつて形成される超過利潤の量を検討している。そしてこの場合、超過利潤の高が減少するのは「追加生産がAの生産を不用ならしめ、かくしてエーカーA（これは差額地代Ⅰ表でのAと思う……白川）を耕作圏外になげだす場合である。この場合には、エーカーDでの追加的資本投下の豊饒度の減少に、生産価格の低落——三ポンドから $1\frac{1}{2}$ ポンドへの——が結びついているであろう。」⁽¹²⁾とのべている。

以上のごとく市場調節的生産価格を前提するならば、第一例での上向的であれ下向的投資であれ、差額地代Ⅱが成立しうることは簡単に理解できよう。なにも資本単位および土地所有という二つの条件をとり入れる必要はないし、

それは方法論的にも誤まつている。裕正夫教授も右の第一例について、「差額地代第二形態を純粹に示すのには好都合な設例であるが、同時にそれ自身のうちにひとつの無理をふくんでいることを否定しえない。……右のごとくに想定しうるのは、第二形態が第一形態を前提する場合にかぎられ⁽¹³⁾」という。

ところで日高氏の見解は、右の第一例のみでなく第二形態そのものの理解に問題があるように思われる。たとえば、『資本論』で $A \cdot B \cdot C \cdot D$ 各土地に、第二次投資が第一次投資と同じ量と等しい相対的生産性をもつて投下される例がある。そこでは当然に、資本が二倍化することによつて各土地の生産物、利潤、地代の各量も二倍化する。日高氏はこれは「奇怪」だとして、この例では「第二形態の本質的な性格のために必要な二つの条件（日高氏いう資本単位と私的土地所有……白川）を欠くばかりでなく……第一形態そのものではないか。……『投下資本あたりにはかられた利潤率は同じままであつても、エーカーあたりにはかられた地代の高さは増加しうる』という理由のもとに第二形態とよばれ……るのだとしたら、この小論で論究された第二形態の理解は根本からくつがえされる⁽¹⁴⁾」といい、さらに稿を改めて「根本からくつがえらない」ゆえんを展開されている。はたしてくつがえらないか。

註(1) 『資本論』長谷部訳第一分冊、一二七頁。

(2) 『資本論』前掲分冊、一二八～一二九頁。

(3) 日高晋、前掲「……問題点」、『経済志林』第二三巻第四号、六一頁。

(4) 右誌、六七頁。

(5) 右誌、七三頁。

(6) 右誌、七七頁。

(7) 宇野弘蔵編『地租改正の研究』、一二頁、傍点筆者。

(8) 『資本論』長谷部訳第一分冊、一二六頁、傍点筆者。もつともマルクスはこの前で、「本来的マニユファクチュアにおい

ては、やがて、」といつてゐる。しかしこのことは産業資本の確立以降においてもそうであろうし、原理的にも、各生産部門での独自の最低限量は等しいと想定する必要はないし、とくに各生産部門での資本の最低単位量が等しくなければ資本の自由移動がなされないというのは誤つてゐる。

(9) 『資本論』長谷部訳第一分冊、一八五頁、傍点筆者。

(10) 右書同分冊、二四二頁。もつともこれが第四三章の終りでのべられていることには、意味があると思われる。

(11) 右書分冊、一二八頁、傍点筆者。

(12) 右書分冊、一三〇～一三一頁、傍点筆者。

(13) 稻正夫「地代発生原因の発展(二)」、『経済学雑誌』第二六卷第六号、三頁。

(14) 日高晋、前掲誌八一～八二頁、傍点筆者。なお右誌第二四卷第二号、七四頁をみよ。

4、差額地代第二形態の展開

差額地代Ⅱの成立のための条件を右に私がのべたように理解するならば、マルクスが詳細にあつかつたその展開の仕方はどう考えてよいか。日高氏はこれを詳細に検討されているが、それを私なりの理解で要約すると次のごとくである。ここでも氏は氏のいう二条件を前面に出し、「マルクスが直接のべているわけではない、やはりこの二条件は第四十章において登場した、と考えてよからう。……第四十章にあまりに突然登場した二条件を、あらためて、第一形態から第二形態に漸次に移行する中間形態のなから、じつくりと浮上らせようとしたのが、第四十一、二、三章(差額地代Ⅱの生産価格が不変、低落、昂騰する場合……白川)ではないのだろうか。これにつづいて、二条件を絶対に必要なとする第四十四章の最劣等地に生ずる地代において、第二形態は完成される」と主張される。⁽¹⁾氏がこのようないうのは、差額地代Ⅱには「抽象的なものから具体的なものへと進行する」という経済学の方法が、右のような

仕方でも適用されているのだ、という意味でもあるらしい。けれども私には、それは氏が独自の解釈から勝手に登場させた二条件が、はじめはぼんやりと、次第に「じつくりと浮上らせ」、最後に「ハッキリと断言」できるようになるという、二条件の具体への道（？）であつて、差額地代Ⅱにおける方法論であるとは思えない。すでにのべたように、第四〇章では差額地代ⅡがⅠとの対比のうちに一般的に基礎づけられ、第四一〜四三章ではこの差額地代Ⅱに転化する超過利潤が、生産価格の変化によつてどう変るかが論ぜられ、第四章では土地所有の法則が作用しなくてもあらゆる土地に地代が生ずる關係が如何なるメカニズムで生ずるか、というように展開されていると考える。したがつて日高氏のいうような差額地代Ⅱの「中間形態」から「完成された形態へ」ではないと思うし、そういう形態が何かということもよくわからない。

右のように二条件を固執される日高氏は、差額地代Ⅱについての「マルクスの表とエンゲルスの表とを比較してみると……二人の、第二形態についての根本的な考え方のちがい」がわかるのであるが、これは「エンゲルスの表の展開が二条件を頭にいれていない展開」であるのにたいして、マルクスの表では「二条件があつては成立しえないような、二条件を積極的に排除しているような」場合⁽²⁾を避けているからだ、という。そういう場合を二、三ひろつてみると、まずエンゲルスが差額地代Ⅱの結論で作製した「変例」である。このうち「第一例——生産価格が不変不動な場合」の変例Ⅱにおいて、その(一)ではAの生産性が一〇ブッシェルであるのにBの第二次投資のそれは八ブッシェル、Cは九 $\frac{1}{3}$ ブッシェルとAよりも低いし、その(二)のBでは九ブッシェルとしている。また「第二例——生産価格が低落する場合」にも、変例ⅡでBの追加投資はAより低い九ブッシェルとしている。そういう關係は多かれ少かれ、追加投資がなされたために超過利潤が減少する傾向を含むといえる。だがこういうことは、マルクスも部分的にのべてい

る。たとえば差額地代の一般的結論において、Bでの第四次投資が調整的生産価格三ポンドよりも高い四ポンドである場合を、つづく表では「生産性が減少する四個の資本（二 $\frac{1}{2}$ ポンド、二 $\frac{1}{2}$ ポンド、五ポンド、および五ポンド）が継起的に投下される結果として、Bのクォーターあたりの平均価格が一般的生産価格と一致する」⁽³⁾ようになった場合に、第三次投資の超過利潤はマイナス一 $\frac{1}{2}$ ポンド、第四次がマイナス三ポンドになる表をあげている。この点について日高氏は「もし外部に土地所有者がいるならば、そのような損な投資は許さないのであろうし、もし資本家が土地所有者であるならば、そのような損な投資はおこなわない」⁽⁴⁾し、それは差額地代Ⅱの二条件に反するという。

この点についてわたくしは日高氏とは逆に、エンゲルスのいうような場合を排除する必要はなく、むしろ追加的・継起的投資がなされるために地代に転形しうべき超過利潤がかえつて減少する、という関係はもつと強調されてもよいと考える。それは次のような意味からである。近代的な土地所有といえども「封建的なもの」であるとはいえず、「そのつどそのつどの超過利潤を無条件にとりあげる」ものではない。原理的には剰余価値の一部を分与されるもの、したがつて資本の運動法則に従属化したものとみなされている。現実の社会でどうかは別として、土地所有者と資本家とは対等な関係にあり、前者のうけとる地代なるものは、総利潤のうち資本家の利潤をまず取り去つた残余の部分である。したがつて地代に転形しうべき超過利潤の大きいさは、総利潤なり平均利潤の大きいさの変化に依存する関係にある。この場合に、土地所有が超過利潤を減少させるような追加的投資を拒否する関係をとり入れると、土地所有と資本との対等な関係が見失なわれるようにならうし、総利潤からまず差し引くものは地代部分であるという理解にもなりかねない。それは原理的にそういう誤をもたらすとともに、本稿第二節でふれたように、農産物価格の騰落によつて生ずる土地所有者と農業資本家との間での土地貸借には、利子率の変動における資金に対する需給関係に似

た競争關係が作用するということが、むしろ土地所有が供給条件を決定するというように強力なものとして措定されることになるであらうからである。

いうまでもなく『資本論』には、そういう競争關係を前提してのべられており、かつ積極的にはさきに引用したBの追加投資の生産性がAよりも低下することが、また第四二章生産価格が低落する場合の表IV、V、を表IIと比較し、表VI aをVIと比較すれば超過利潤が減少している場合も部分的にのべている。けれども日高氏が二条件を持ち出し、かつマルクスもそれを頭に入れて展開したと理解させたことは、やはりマルクスの展開の中に超過利潤が追加的資本投下の結果かえつて低落するという面についての展開が少なかつたからだともいえよう。右のような意味からその面の強調が必要であると考ええる。

さていま一つの差額地代IIの展開の問題である。第四三章はマルクスが未完成であつたので、エンゲルスがこれを補足展開した。これについて日高氏は次のように批判する。エンゲルスはこの章の前半で、価格調節的なA地の資本は第二次投資をもふくめて平均利潤をえているとしているが、「第二次投資がおこなわれる前に、すでに穀物価格は一クオーター三ポンドより高くなつて……その分だけ、Aに超過利潤が生じているはずである。そこで第二次投資がおこなわれると、その超過利潤がなくなり、平均利潤しかえられなくなつてしまう」という關係にあるから、第四三章の生産価格が昂騰する場合は、二条件がある限り「最劣等地の生産物の生産価格が市場調整価格になるとすれば、最劣等の生産性をもつた投資が平均利潤を得られなくなるし（これは、資本単位という条件が充されないからという意味であらう……白川）、最劣等の生産性をもつた投資が平均利潤を得れば、最劣等地には差額地代を生じ（土地所有という条件があるから…

…白川)……第四章と全く同一になつてしまふ⁽⁵⁾であらう。だからマルクスは故意に書かなかつたのであり、二条件など頭になかつたエンゲルスは「迷ふことなく」書いて誤りをおかした、と日高氏はいう。

なるほどむづかしい話である。だが、そういう論法であるならマルクスの展開した第二章生産価格が低落する場合も、また成立しえないことになりはしまいか。さしあたりマルクスの作製した表VとVIをみよう。⁽⁶⁾表VのB地は、 $\frac{2}{11}$ ポンドの第一次投資が二クォーター、第二次が $\frac{1}{11}$ クォーターを生産し、調節的生産価格は両者の平均である $\frac{5}{11}$ ポンド、したがつて地代は零となつてゐる。この場合に日高氏の「投資がそれ自身で平均利潤をあげる」という資本単位をもち出すと、価格は第二次投資の利潤を保証する二ポンドとなり、第一次投資には一ポンド超過利潤が生ずるし、土地所有はすかさずこれを取り上げよう。次の表VIではA地の第一次投資は一クォーター、第二次は $\frac{1}{11}$ クォーターとなつてゐる。もし調節的価格が両者の平均たる $\frac{2}{11}$ ポンドなら、平均利潤をあげえない第一次投資は引上げられ、第一次投資に平均利潤を与えればA地に地代が生じてしまふ。

エンゲルスの補足した第四章については若干の疑問、とくに追加的投資の生産性が同等不変または増加して、第一次投資の生産性が減少するという表VII、VIIIがそうである。しかし第四章の全展開は、エンゲルスの「変例」の第三例をも考慮して、若干の整理をすれば足りるとわたしには思われる。

以上かなり多面にわたつてのべたが、差額地代IIの展開をみるにあたつて重要なのは、地代に転化さるべき超過利潤の形成のされかた、ないし追加的投資の仕方とその変動の関係であつて、土地所有がこの運動に対する制限の面はいまだ入つていないという点であると思われる。

註(一) 日高晋「差額地代第二形態論の展開」、『経済志林』第二四卷第二号、七八―八〇頁、傍点筆者。

(2) 右誌、八八頁。なお日高氏も指摘しているように、マルクスの展開においても日高氏の二条件に反するような「奇怪」な場合がしばしばある。それらの点については日高氏が前掲「……問題点」一八〇～一八二頁、および「最劣等地に生ずる差額地代について」(『経済誌林』第二四卷第三号)の三五～四二頁において扱かっている。私はこの述にも氏の二条件に反する場合があるし、それについての日高氏の批判や理解について異論がある。けれどもそれをのべると長くなるし、基本的な理解が解決すれば解消しうる問題であると思われるので、あえてとりあげない。

(3) 『資本論』長谷部訳第一一分冊、二三一および二三四頁参照。

(4) 日高「……展開」八七頁、傍点筆者。

(5) 右誌、九六～九七頁。

(6) 『資本論』長谷部訳第一一分冊、表Vは一七八頁、表VIは一八一頁。わたくしには、生産価格が昂騰する場合が不要なら、生産価格が低落する場合もそうであろうと思われる。この両者を生産価格が不変の場合から導きだされるものとして不要としても、原理的にはさしつかえないようにも思うが、研究の対象が地代に転化さるべき超過利潤の運動にあるのであるから、あつた方がよい。とくに最劣等地を耕作圏外へ、また新耕作地の耕作化に関係する点において。

5、農業における超過利潤の源泉

これまで考察したところでは、資本が土地の上で機能するというだけで、この資本の内容およびそれと地代との関係には立ち入らなかつた。これについては『資本論』にもあまり整理されておらず、かつ若干の疑問もあるので、問題提起いどに簡単にのべておこう。それをとくにここで問題とするのは、マルクスのとくに差額地代Ⅱにおいて、それに転形する超過利潤の内容が必ずしも明確にされていないからである。差額地代Ⅰにおいては、等量・同一条件の資本を等しい土地面積に投下するとき、たんに土地の豊饒度が異なるという条件のもとでの超過利潤の形成であつたから、資本の側を検討する必要がなかつた。しかし差額地代Ⅱ、つまり資本諸分量が相異なる生産性をもつて、継

起的に同一地所に投下される場合になると検討が必要になる。なぜなら、もし追加投資なり各土地での総機能資本相互の量や、資本の生産性が異なつていれば、前章第三節でのべたようなメカニズムによつて、「資本および労働そのものから発生する超過利潤」が生ずる。この超過利潤は原理的にみて、地代化しうるか否かをめぐる問題である。

まず差地額代Ⅱにおける資本の量および生産性についてであるが、山田勝次郎氏は追加投資は「同一面積の土地の上に同一構成・等量の各資本が累増的に投下される場合」⁽¹⁾であるといつてゐる。これに反して裕教授は、「差額地代第二形態論の中心課題は……土地豊饒性の差別ということのうゑに、さらに借地資本家たちの資本の投下の仕方および分量の相異ということ、いいかえれば資本自体にもとづく經營的諸条件の差等ということが重なりあい、結びつくことによつて、超過利潤が発生し、差額地代に転化する」⁽²⁾場合であるとしてゐる。そして右の經營的・資本的条件とは、標準的・平均的な資本よりも「より、集積された大資本であるために、不変資本充用上の節約……がなされ……肥料が増投され……機能資本が質的により生産的な仕方様式で投下される」⁽³⁾という意味である。

以上の検討によると、前者はすくなくとも資本の有機構成が等しいとし、後者では量的にも質的にも相異なる資本だといつてゐる。わたくしは次のような点から、差額地代Ⅱにおける資本は、投下の仕方や分量が相異していると考ええる。まず本章のはしがきにのべたように、資本および労働の追加的投資が生産方法の変化や技術の改善をとまなうものであるという理解にたつ。またマルクスは「形態Ⅱにおける差額地代にあつては、豊饒度の差別性のうゑに、借地農業者間の資本（および信用能力）の配分における區別がつけ加わる。」⁽⁴⁾といつてゐる。さらに「……この追加投資は或る改良を含むわけである。この改良は、総じてエーカーあたりにより多くの資本が使用されるということ（肥料の増加、機械作業の増加、等々）にあるかもしれない、あるいはまた、質的に異なる一そう生産的な資本投下を實行する

ことは総じてこの追加投資をまつてのみ可能となる⁽⁵⁾」という点からも、差額地代Ⅱにおいては、土地豊度の差別だけでなく資本的条件も異なるといえる。

資本の内容が右のごとくであるならば、その機能資本が投下される仕方様式から発生する超過利潤は、差額地代Ⅱに結果するそれといかなる関係にあるか。第二章でのべたように前者の存在は経過的なもので、それを生ぜしめる技術水準が普及するにもなつて止揚されるものであつた。ゆえにそれは差額地代Ⅱに転化する超過利潤とは厳密に区別されねばならず、たとえ地代に転化したにしても本来的地代とは別の名目地代であるといわねばならない。したがつて差額地代Ⅱでは、資本的条件は異なるがそれによる超過利潤の問題は、捨象されて展開されるという方法論をとつているのであらう、と考へる。

しかしマルクスが右のように明確に区分したかという点、種々の箇所で疑問が生ずるのみでなく、資本的条件による超過利潤さえも一時的にであれ地代化すると解せられる部分がある。たとえば多くの場合、追加投資の生産性が高いときの超過利潤は、市場調節的生産価格とその追加資本の生産価格の差だとするだけで、その内容に深く立ち入つていない。とくに「Aのある特定エーカー数がこの追加的資本（諸改良を含む優れた経営方式の……白川）を受けとらないかぎり、耕作の優秀なAの諸エーカーでは、生産価格が不変不動のために地代が生み出され、また、すべての優等地B、C、Dでは地代が増加する。だが、新たな経営方式が徹底して標準的なものとなるや否や、生産価格は低落する⁽⁶⁾。」という。他の個所でもAの第一次投資⁽⁷⁾はポンドが一エーカー、改良された農業における一般的革命をふくむ第二次投資が二エーカーを生産するとき、「正常的には調整的生産価格が低落するに違いない。……ところか、改良はさしあたりAの面積の一小部分にしか及ばないとすれば、この優秀耕作部分はある超過利潤を提供するのであ

つて、土地所有者は、さつそく、この超過利潤の全部または一部分を地代に転化させ⁽⁷⁾る場合をいつている。これはともに、資本的条件による超過利潤も地代化するもののように解せられるが、そういう必然性をもちえないとわたしは考える。

けれどもマルクスが、土地に永久的に合体された諸改良のための資本による超過利潤部分は、契約期間後に土地所有者が地代化するが、それは「合理的農業の最大障碍の一つでもある」という点については原理的にもそうであると考える。そこで、農業に投下される資本の諸要素と、この資本的条件によつて生ずる超過利潤が地代といかなる関係をもつかを考察しよう。

マルクスは農業における資本を「土地資本」および「経営資本」といつているが、とくに前者は土地に一時的に合体されるものと永久的に合体されるものに分け、かつこれを「固定資本の範疇」だといつて⁽⁸⁾いる。けれどもわたくしには、土地資本のすべてを固定資本だとすることは、それら資本の機能の仕方や超過利潤の運動との関係からして困難であるから、農業資本を永久的合体、長期的合体、一時的合体に区分し、固定資本とは長期的合体であるとした(拙著『土地投資とその組織』において)。また長期的と一時的合体の資本は、直接に土地に合体されない、例えば諸労働手段等とともに、経営資本といえるが、永久的合体は直ちにそういえないように思われる。

なぜマルクスが土地資本を固定資本といつたかについては明らかではないが、右のうち永久的合体の部分に限つていうと、おそらくその「資本投下がその土地を以前よりも生産的な投資場面たらしめ⁽⁹⁾」るからであり、また「支出された資本」は利子に帰着する地代で償却されるがごとき関係にあるからであろう。この償却意味は「資本投下によつて得られる地代(利子)部分カケルn年イコール投下資本量」ということであらう。けれどもこれは「資本は、それが生産過

程に這入つた時にはその充用者が身を以つて働いて得た財産だつたとしても、早かれ晩かれ、対価なしに取得された価値、あるいは他人の不払労働の……物象化となる」ことと同じ意味であり、永久的合体を固定資本だといえるような償却の仕方でなく、資本一般なるものは不払労働の物象化であるという意味にすぎないでなからうか。なお永久的合体という「資本投下が為されたのちに土地が地代を生むのは、資本がその土地に投下されているからではなく、資本投下がその土地を以前よりも生産的な場面たらしめたからである。……あたかもその土地は天然にこうした便益をそなえて」⁽¹¹⁾いるものとして機能するのであるから、一般の固定資本と異なつて償却期間のn年以降にも機能しうると解してよいであらう。

右の固定資本といいえない永久的合体の投資による超過利潤は、本来的には地代というべきもので利子ではないであらう。なるほど投資主体にとつてみれば利子と観念せられ、「支出された資本が償却されるやいなや、純粹な差額地代」に転化するといえるが、その投資による超過利潤は永続的に生じうる性質のものだからである。したがつて永久的合体という投資によつて生ずる超過利潤は、原理的には次のべるものとは異なつて、借地契約期間後には土地所有が地代にプラスしうる必然性をもつと解される。

次の長期的合体（固定資本）と一時的合体（流動資本）とは、それが直接土地に合体されるように投下されるにせよ、土地に密着しない仕方にせよ、一定の機能期間をへると更新しなければならぬ資本である。つまり永久的合体のように「天然にこうした便益をそなえていた」ものに還元しえないものであり、本来的には資本によつて自由に代替しうる関係にある。したがつてこれは、標準的平均的資本定量よりも「より集積された標準以上の大量の資本……質的により生産的な仕方様式で投下される」ことをもたらす資本である。

超過利潤は土地的条件と右の資本的・經營的条件とが、重なりあい結びつくことによつて形成されるのであるが、理論的には兩者による超過利潤は區別されなければならない。稻教授もいうように「たとえそれが土地に投下せられた資本であつても、相對的土地豐饒性を捨象してなおのころと、資本の投下様式に起因する例外的生産性は、そしてその成果としての超過利潤は、資本に歸着すべきものである。したがつてこの範圍に屬する超過利潤は、差額地代とは嚴密に區別されなければならない」⁽¹²⁾。それは宇野教授もいうように、理論上は「相對的剰余價值によるものとして、地代化されないものと考へ」⁽¹³⁾られる。この超過利潤は工業におけると同じように、經過的一時的なものであるから、この例外的生産性の投資が一般化すれば、平均利潤に吸収され消滅するのである。綿谷氏もいうようにこの特別剰余價值は「標準以上の優れた技術水準が、自由競争をつうじて、一般に普及するにともない、かような特別剰余價值は止揚されてゆく」⁽¹⁴⁾のである。この資本的・經營的に優秀な資本が獲得する特別剰余價值こそ、農業の發展と農民層分解の挺子である。とはいへ現実的には、永久的合体のみでなく長期的合体の投資も、借地契約期間の存在が投資の条件を狹隘なものにする。のみならず土地所有が、しばしば特別剰余價值部分を横取りするということ等が、合理的農業の發展を阻害するのではあるが。

以上のことを要約しておこう。差額地代第二形態論では、同一土地面積の上で機能する資本の量および質が相異しており、したがつて土地豐饒度とともに資本的・經營的条件の差別性がつけ加わつてゐる。この場合、後者による超過利潤は資本に歸屬し地代化されないものであり、したがつて差額地代Ⅱに結果するものは、追加的資本投下によつてなお生ずる土地豐饒性の差にもとづくのである。ただし、投資のうち土地に永久的に合体される資本部分によつて生ずる超過利潤部分は、地代化される必然性をもつものである、と理論上は考へられる。

註(1) 山田勝次郎『地代論』、九一頁。

(2) 稻正夫「地代発生原因の発展」、『経済学雑誌』第二六卷第六号、七〇八頁、傍点筆者。

(3) 右誌同号、一二一―一四頁。

(4) 『資本論』長谷部訳第一分冊、一二五―一二六頁、傍点筆者。

(5) 右書同分冊、一八二頁、傍点筆者。なお一八五、一二三、一三二頁等参照。

(6) 右書同分冊、一八五頁、傍点筆者。

(7) 右書同分冊、二五六―二五七頁、傍点筆者。なお差額地代Ⅱでは「超過利潤の地代への転形にとつて、諸々の困難が生じる。」(一二二頁)といっているが、その困難が超過利潤の内容の相異か否か明らかでない。

(8) 右書同分冊、一〇―一一頁。この点については拙著『土地投資とその組織』四〇七頁および一九九―一九八頁参照。ここでの考察に必要な限りでいうと、土地資本のうち永久的合体とは開墾、干拓、地ならし、埋立、溜池等。長期的合体は経営用建物、揚排水機、固定的な耕耘や調整用具等で固定資本と同じである。一時的合体とは肥料、用水等毎生産ごとに新たに必要とするもの。なおこうした区分は、農業における生産方法の変化発展によつて変わるであらう。

(9) 右書同分冊、二六三頁。なお「土地資本は一つの固定資本であるが、しかし固定資本も流動資本と同じように消耗する」(『哲学の貧困』、マルクス・エンゲルス選集第一巻、四三七―四三八頁。なお『剰余価値学説史』第二巻第一部、大森義太郎訳、三一二頁参照。

(10) 『資本論』長谷部訳第四分冊、一二頁。

(11) 右書第一分冊、二六三頁。

(12) 稻正夫「地代発生原因の発展」、『経済学雑誌』第二六卷第六号、一五頁。

(13) 宇野弘蔵編『(演習)経済原論』。それは「トラクターのように土地に密着していない固定資本」(三二四頁)という限度がある。なぜそう限定されたかという意味は明らかでないが、おそらくトラクターなどは土地豊度とあまり関係なく投下されるからであらう。けれども作物の品種や施肥が土地条件に左右されると同じように、トラクターの充用も左右される。そういう観点からわたくしは、物象化された資本の機能によつて分けた。

(14) 綿谷超夫「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」、『本誌』第八巻第四号、七六頁。

補論 農産物の市場価値再論

すでに第二章で、農産物の市場価値についての批判的考察をおこない、「強められた労働」説はとりえないことを明らかにした。ところで、わたくしが支持した「差額地代に相当するものは農業内部で生産されたものとはいえない」という説を批判し、かつ「強められた労働」説にも組しないものに、綿谷氏（および栗原氏）の見解がある。この主張の特徴は「差額地代に相当するものは、市場価値＝社会的価値として、まさに農業部門に形成された特別剰余価値であり、社会的価値決定の一般法則がそのまま適用されている。だが『社会的価値』＝価値実体としての社会的労働としてみれば、農業部門ではなく、社会全体の剰余労働⁽¹⁾」だという点にある。これをわたくしなりの理解でいうと、差額地代に相当するものは社会的労働の対象化という面からいえば社会全体の剰余労働であるが、市場価値としては農業内部に形成されたものでありこの面では「市場価値」規定における平均原理が貫いている、といつてよいであろう。この論証はかなり詳細になされているが、問題なのは農産物は市場価値としては、工業の場合と同じように平均価値であるという点であるから、その点にしばつて少しく考察しよう。

綿谷氏は、農業生産力の構造が「労働の社会的生産力」と、土地条件と結びついた「労働の原生的生産力」との矛盾の統一であることをのべてのち、「各個別資本の生産物における個別的価値の差違が、労働の社会的生産力の個別的差違の所産たるかぎりでは……この市場価値は……各個別の価値の平均価値に等しい。……だが第二に……労働の原生的生産力の攪乱的影響の所産たるかぎりでは……自由競争をつうじて均衡化されえない⁽²⁾」といわれるが、それは

そうであろう。ところで農産物の「市場価値は各個別的価値の平均価値」であり、「それ自体としては、一般商品のそれとはなんら異なっていない」のはいかなる意味かを氏の論考からせんさくしてみると、次の点にあるようである。すなわち「各級条件の土地のうち最劣等地は、優等地との相対的比較において、労働生産性にたいする土地条件の擾乱作用が完全にゼロだと見做しうる土地である。……かような最劣等地における生産物の個別的価値の差異は、自由競争をつうじて均衡化されて、その『平均価値』を成立せしめる。かような最劣等地生産物は、当該種類にぞくする凡ての農産物の社会的価値として妥当し……その市場価値を形成する」という個所であろうと考える。

けれどもこのようなことから、農産物の市場価値は各個別的価値の平均であるとか、その規定が一般商品のそれと同じだとはいえないように思われる。まず第一に、最劣等地は労働生産性にたいする土地条件の擾乱作用が完全にゼロだ、ということはいいえない。「最劣等だ」というレッテルがはられることは、「最劣等な土地条件」がすでに入っていることである。もつとも氏は「優等地との相対的比較において」とことわっているが、それでもゼロだとはいえないように思うが、この点はしばらくおいてよい。

第二のそして重要な点は、最劣等地の諸個別的価値の平均価値が農産物の社会的価値として妥当することは、けつして農産物の市場価値が平均価値たることを意味しないということである。最劣等地にも多くの資本が機能しているであろうから、またそこでの各資本の技術水準が異なるなら、それら異なる個別的諸価値の平均価値は成立するし、技術水準の高い資本は特別剰余価値を得る。同様のことはより優等な各等級地にもいえるし、そこでの平均価値は、最劣等地のそれよりも一般に低いであろう。ところで、綿谷氏が「農産物は、その市場価値＝社会的価値 *gesell-schaftlicher Wert*（＝最劣等地における平均価値）通り」が、一般商品のそれとはなんら異っていないといわれるよう

であるが、これは大いに異なつていゝと思われる。きわめて簡単にいへば一般商品だと、劣等な生産諸条件下での相異なる個別的諸価値の平均が市場価値ではなく、中位のおよび優等な諸等件の平均価値をさらに平均化したものが市場価値である。綿谷氏のいわれる市場価値は、最劣等地の個別的価値の平均価値にすぎないのであつて、一般の場合のように、生産条件を異にするすべての個別的価値の平均価値ではない。したがつて結論的にいへば、綿谷氏のいう市場価値＝最劣等地における平均価値は、農業生産物の相異なる個別的諸価値の平均ではないから、「一般の商品のそれ」と大いに異なり、市場価値としては「社会的価値決定の一般法則がそのまま適用されている」とはいゝえなゝ。

さて第三の疑問は、綿谷氏のいうことは前章で批判した「強められた労働」説に近似している、という点である。右にのべた綿谷氏の見解は、「市場価値＝社会的価値」gesellschaftlicher Wert と「社会的価値」sozialer Wert の區別に立脚するすぐれた見解である。この両者がいかに異なる意味をもつかは明らかではないが、いぢおう gesellschaftlicher Wert とはその源泉が社会的な・資本および労働より生じ、市場価値機構を通じて規定されるものである、sozialer Wert とは価値実体としての社会的労働の面であるように理解される。そしてこれは第一章第二節註2に紹介した宇野教授の、社会的価値と市場価値という価値概念の規定に似ているが、氏においてはそこでのべたような段階的な規定がないように思われる。この点はさておき、差額地代なるものは、「市場価値としてはまさに農業部門に形成された特別剰余価値であり、社会的価値＝価値実体としての社会的労働としてみれば農業部門ではなく、社会全体の剰余労働であり」、したがつて、「農産物の消費者としての社会は、市場交換において、自分が提供した商品と同じだけの市場価値の農産物を受取つてゐる。だがその実、『社会的価値』（生産物に内包されている現実の社会的労働）

としては、それ以下の価値の農産物しか受けない。」⁽⁵⁾という。つまりこれは、一般商品の市場価値規定と同じである農産物の市場価値という面では、市場において等価交換であるけれども、生産物に対象化されている現実の社会的労働としては不等価交換であり、消費者としてみた社会がこの不等価交換で余分に支払う社会的労働が差額地代に転化するのだ、という意味になる。

そこで、「強められた労働」説に立脚する飯田教授の見解をふりかえると(第二章5)、農産物は「個別的価値に視点が置かれる場合には、消費者社会全体に存した余剰価値の一部が、不等価交換をとあして土地生産面に再配分されるとみなさる。しかし社会的価値としては、土地生産物はまさに価値通り、消費者社会の貨幣と等価で交換された。」という見解と近似している。異なる点は、綿谷氏の市場価値が飯田氏の社会的価値であり、同じく「社会的価値」が個別的価値であり、これを置きかえれば両見解は一致するように考える。綿谷氏の区別する gesellschaftlicher Wert と sozialer Wert とは、わたくしが理解した以上の意味があるにちがいない。しかし gesellschaftlicher Wert は飯田氏の社会的価値と同義であるから、sozialer Wert は飯田氏のいう個別的価値と大きな開きはないように思われる。それはともかく綿谷氏の説を内容的に理解するならば、けつきよく「強められた労働」説になる、とわたしはいいたい。

註(1) 綿谷起夫「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」、『本誌』第八卷第四号、七七頁の註、傍点筆者。なおこの補論は前回の拙稿を見ていただいた折、氏から指摘されたことにもよる。

なお栗原博士は「社会、価値の観点からは、差額地代部分たる超過利潤は『土地生産物を支配する市場価値の法則』^{グレンシャフト}にもとづいて農業部門において不可避免的に形成される『特別剰余価値』^{エクストラバリュー}でなければならぬ。そのかぎり、差額地代部分はいわば農業部門において生産されるとともに生産されず、虚偽であるとともに虚偽でないという弁証法的関係において規定

される」(『農業問題入門』二三頁)といい、このような統一の見解として綿谷氏の説を引用されている。以下にのべる私見は、右のような弁証法的統一という点に疑問をもつことに、根本の理由がある。

(2) 『本誌』第八巻第四号、七四頁。

(3) 右書、七四―七五頁、傍点筆者。これ以外には、農産物の市場価値は平均価値だという主張をくみとる個所がないように思う。

(4) 右書、七五頁。

(5) 右書、七六頁。

(一九五七・一二・一〇)

〔あとがき〕 本稿ははじめの予定では、これにつづいて第四章小農民生産と地代をあつかうことにしていた。しかし草稿を再整理してみても、この問題は地代理論の検討の中であつかうよりも、小農的生産と農産物価格という問題のなかでふれることがよいと考えた。なぜなら、たしかにこの問題は理論的に重要であるが、どうも解釈論や学問的に生産的でないせんさくが多くなつてしまつたし、これまでの諸論者の説にもそういう傾向が強い。それはあまり意義があると思われないので、近くまとめる農産物価格論の方にゆずる。

第三章にわたる地代理論を検討したいま、農産物価格の問題をあつかうためには、このうちいくつか(とくに第二章第四節、第三章第五節)は直接に関係するのみでなく、よりくわしく考察されねばならないと考えている。

なお以上にのべた第三章のうち、第一章と第三章の多くの部分は本研究所で行わた「地代理論研究会」に報告したが、その折に若干の注意をえて、草稿を再整理できたことを感謝している。また、第二章で遊部教授の説を引用した折に、教授の姓遊部を遊辺としてしまつた。ここに訂正するとともに、教授にたいして深くお詫びする。(一九五八・一・二)

(研究員)